平成２７年（フ）第３３２号
埼玉県三郷市早稲田３丁目４番地１号棟108号
破産者　古田　慶一
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８１号
埼玉県八潮市緑町１丁目１番地１　スマイルビル緑町301
破産者　齋藤　　孝
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９５２号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目12番１―612号
破産者　富田　謙吉
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５３号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目12番１―612号
破産者　富田　律子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４９号
福岡市東区多の津５丁目３番19―201号
破産者　中西　健介
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３５８号
福岡市城南区梅林１丁目４番15号
破産者　富永　孝信
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９号
秋田市広面字広面109番地
破産者　プロショップＦＲＥＥＤＯＭこと　小林　　篤
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７１号
秋田市下新城中野字琵琶沼156番地19　グループホーム雀
破産者　村井　　学
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７号
茨城県日立市中成沢町４丁目３番２号
破産者　飯塚　順子
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３３０号
横浜市港北区新吉田東２丁目18番６号
破産者　冨加見昭壽
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３１号
横浜市港北区綱島東５－８－29イーストハウス205、住民票上の住所横浜市港北区新吉田東２丁目18番６号
破産者　冨加見幸恵
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６２号
横浜市中区鷺山83番地　小島アパート202号室
破産者　萩野　孝一
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３９号
横浜市都筑区北山田３丁目27番３―1003号
破産者　三沢治江子
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５４号
横浜市旭区若葉台１丁目10番1305号
破産者　阿久津幸司
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６４号
横浜市神奈川区西大口110番地　ウエスト103号、住民票上の住所神奈川県小田原市国府津５丁目５番30号
破産者　近藤　　充
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８３号
横浜市都筑区仲町台１丁目33番19―201号
破産者　吉川　　充
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６６号
横浜市緑区新治町674番地　ユートピアＹＳ101号
破産者　阿竹　慎一
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７０２号
横浜市港南区港南台２丁目２番３―703号
破産者　白坂　恵子
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部